〇航空法(抜粋)

(技能証明の取消等)

- 第30条 国土交通大臣は、航空従事者が左の各号の一に該当するときは、 その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。
 - この法律又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
 - 二 航空従事者としての職務を行うに当り、非行又は重大な過失があつたとき。

(操縦者の見張り義務)

第71条の2 航空機の操縦を行なつている者(航空機の操縦の練習をし 又は計器飛行等の練習をするためその操縦を行なつている場合で、その 練習を監督する者が同乗しているときは、その者)は、航空機の航行中 は、第96条第1項の規定による国土交通大臣の指示に従つている航行 であるとないとにかかわらず、当該航空機外の物件を視認できない気象 状態のしたにある場合を除き、他の航空機その他の物件と衝突しないよ うに見張りをしなければならない。